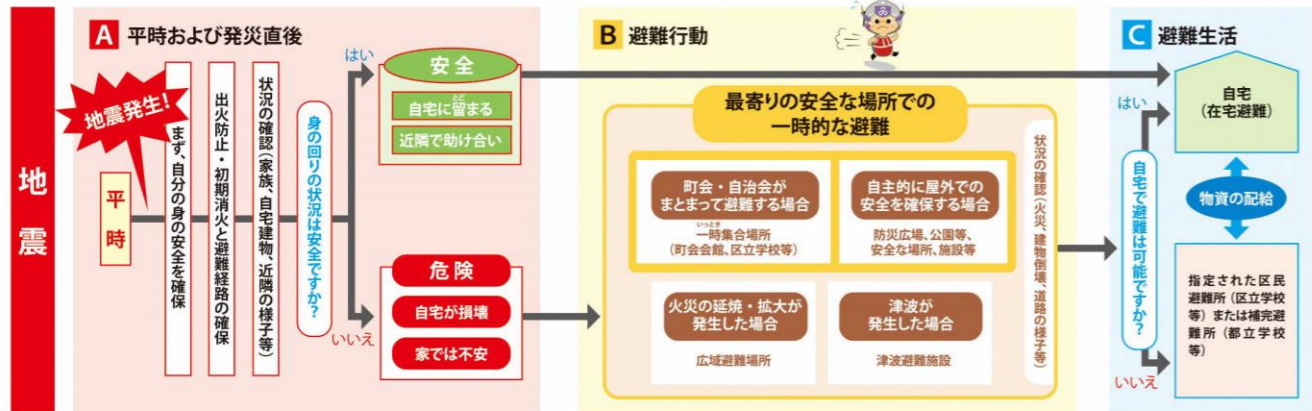


地震に備えよう!

地震発生時の避難の流れ



避難場所・避難所・避難施設等の説明

- **一時(いつとき) 集合場所**
防災区民組織(町会・自治会)単位で一時的に集合して様子を見る場所、集団で避難するための身近な場所です。震災時、まずどこへ逃げるかをあらかじめ確認しておきましょう。
- **広域避難場所**
震災時、火災の延焼による危険から身を守るために、一時的に避難するオープンスペースです。火災で危険な時は、身近な公園等に避難する必要がありますが、さらに延焼の危険性がある場合は早めの判断で広域避難場所へ逃げましょう。
- **地区内残留地区**
周辺の不燃化対策が進み広域避難場所に避難する必要がない地区です。
- **避難道路**
震災時、広域避難場所までの遠距離避難(3km以上)が必要な地域または、火災による延焼の危険性が著しい地域から安全に避難するために都が指定した道路です。
- **区民避難所**
家屋の倒壊、延焼等で自宅での生活が困難な場合、一時的に生活を送る場所です。区が開設を決定し、避難所運営会議が運営します。区立学校などの施設が地域単位で指定されており、どの施設に行けばいいかをあらかじめ確認しておきましょう。なお、収容力が不足した場合は補完避難所が開設されます。
- **福祉避難所**
区民避難所で他の避難者と生活を送ることが困難で、あらかじめ指定した避難行動要支援者を受け入れる施設です。
- **津波避難施設**
「津波警報」「大津波警報」が発表された場合、地域住民などが避難・退避する鉄筋コンクリート造などの堅牢な建物です。標高の高い場所や津波避難施設へ避難する時間がない場合は、建物の2階以上へ避難しましょう。

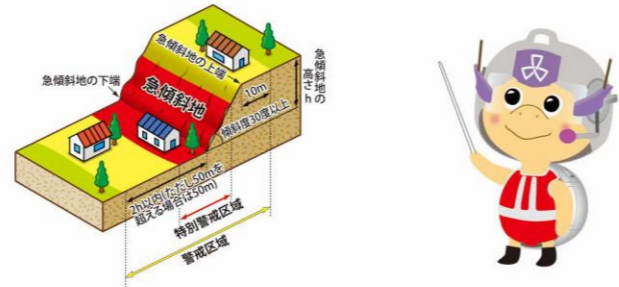
風水害時の土砂災害に備えよう!

- **土砂災害の危険度を知ろう**
土砂災害の被害が予想される区域には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。どちらも警戒が必要な区域ですが「土砂災害特別警戒区域」はより危険性が高い区域です。

土砂災害警戒区域 住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれのある区域	土砂災害特別警戒区域 建築物が損壊し、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域
---	--

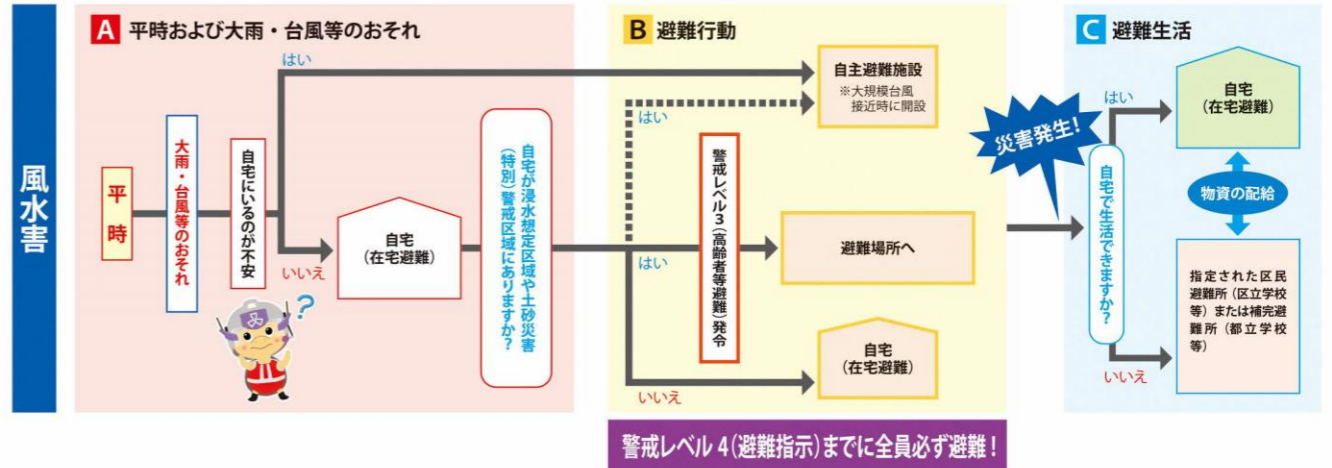
土砂災害警戒情報とは 大雨警報が発表されている中で、降雨による土砂災害の危険が高まったときに気象庁と東京都から共同で発表されます。土砂災害のおそれがある地域にお住まいの方が避難を開始する目安です。

- **土砂災害のおそれがある時**
土砂災害警戒情報はテレビ、気象庁ホームページ等から確認できます。自主避難の判断をするほか、区からの避難情報等が発表・発令された場合は、安全な場所へ避難をお願いします。
土砂災害の危険がある区域を把握し、いざという時の避難場所までの経路を確認ください。



風水害に備えよう!

風水害発生時の避難の流れ



風水害時の避難情報と行動

避難情報等は、おおむね下の表のとおり発表・発令されます。避難情報等は必ずしもこの順番とは限りません。また、これらの情報が発令等されていなくても危険を感じたら開設状況を確認し、自主避難施設または避難場所へ移動してください。移動することでかえって、危険な場合は近くの安全な場所に避難するか、建物の中で安全確保をしてください。

警戒レベル	避難情報等	とるべき行動
警戒レベル5 	緊急安全確保	災害が発生、または切迫した状況。屋内への緊急避難など直ちに命を守る行動をとる(垂直避難等)。
~~~~~〈警戒レベル4までに必ず避難!〉~~~~~		
警戒レベル4 全員避難 	避難指示	浸水しない地域に速やかに全員避難を開始する。
警戒レベル3 高齢者等は避難 	高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者等は避難を開始する。その他の人は避難準備をする。
警戒レベル2 	注意報	ハザードマップを見て、災害に備えた避難行動を確認する。
警戒レベル1 	早期注意情報(警戒級の可能性)	天気予報等を見て、災害への心構えを高める。

※内閣府(消防担当)・消防庁より引用

## 避難施設・避難場所の説明

- **自主避難施設**  
区内に被害をもたらすような台風の直撃などに際し、自宅での滞在に不安を感じる方を受け入れる施設です。台風の規模などに応じて、開設の是非・時刻を区が決定します。
- **避難場所**  
避難情報の発令等に際し、危険を回避するために一時的に避難者を受け入れる場所です。区立学校等が事前に指定され、避難情報の発令等に併せて区が開設を決定します。  
目黒川氾濫、高潮、多摩川洪水、土砂災害の各災害で避難場所が決められています。

